

Q2-3.駐在員事務所の設立手続について教えてください。

外国企業が台湾において営業活動を行う場合は、現地法人もしくは支店を設立することになります。しかし、台湾において営業活動を行わない場合には、現地法人や支店を設立する代わりに、駐在員事務所を開設するという選択肢があります。

駐在員事務所は、法律上台湾において支店を持たない外国企業がその代表者を台湾へ派遣し、業務上の法律行為を行うため、下記事項を経済部へ届け出ることにより、設立します。(会社法第386条)。

1. 会社名、種類(株式会社、有限会社等)、国籍および所在地
2. 本社の本国における設立登記日
3. 本社の営業項目およびその代表者が台湾で行う業務上の法律行為の内容
4. 台湾代表者の氏名、国籍、住所または居所

現地法人や支店と異なり、駐在員事務所は営業行為を行うことができませんので、税籍 登記は不要ですが、給与等の源泉徴収義務を負うことから、税務上の登録番号である税籍番号は必要となります。

駐在員事務所の設立手続概要は以下の通りです。

項目	管轄官庁	所要時間
1.駐在員事務所設立登記申請	経済部商業司	約1週間
2.税籍番号申請	税務当局	1日
必要書類等		
1.①申請書ならびに申請代理人への委任書、②台湾代表者の身分証明書のコピー(パスポートコピーの場合、住所の記入、サインが必要)、③台湾代表者への委任状(当局要請により公証・認証が必要の場合もあり)、その中国語訳、④本国における会社登記簿謄本または抄本、その中国語訳、⑤オフィス使用同意書または賃貸契約書のコピー、⑥家屋税の納付書のコピーまたは建物所有者証明のコピー		
2.①申請書、②駐在員事務所設立登記許可書および設立登記表コピー、③代表者身分証明書コピー、④オフィス賃貸契約書のコピー、⑤家屋税の納付書コピー		